

答申第531号

平成22年 2 月 4 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小塚 良雄 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 3 月 11 日付けで諮問された特定の警察署の地域防犯連絡所に関わる記録一部非公開の件（諮問第 580 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の警察署の地域防犯連絡所に関する文書のうち、不服申立ての対象となった氏名及び住所を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署の地域防犯連絡所（以下「連絡所」という。）に関する行政文書（以下「本件請求文書」という。）を、神奈川県警察本部長が、平成21年2月17日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）における氏名及び住所に関する情報の公開を求める、というものである。

ア 特定の警察署の地域防犯連絡所連絡協議会（以下「本件連絡協議会」という。）役員名簿

イ 本件連絡協議会会員名簿

ウ 連絡所総会の開催についての回答

エ 特定の市の地域防犯推進協議会（以下「本件推進協議会」という。）役員名簿

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件連絡協議会を構成する連絡所の地域防犯連絡員（以下「連絡員」という。）は、連絡所表示板（以下「表示板」という。）を、表札や住居表示板近くに掲げることにより、自主的に氏名と住所に係るプライバシーを放棄したのであるから、当該情報を非公開にする理由は無く、公開によって彼らが被る不利益は何もない。

イ さいたま地方裁判所平成18年4月26日判決（判例地方自治303号）のとおり、「公にされている情報」とは、「現に公衆が知り得る状態に置かれている情報」と解するべきであり、連絡所では、表示板を道路等から見えやすい場所に掲げていることから、連絡員の氏名及び住所は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当

する。

連絡所が、町内会単位で設置されているとしても、町内会に所属していない人や他の市町村の人々も、道路を自由に毎日通行しており、表示板を容易に認知し、連絡員の住所と氏名をも知り得ることから、慣行として公にされている情報である。

ウ 連絡員は少なからず自治会長や防犯指導員であり、これらの氏名及び住所は、自治会役員名簿で閲覧でき、また、住民が市役所に問い合わせることによって、容易に知り得るのである。自治会は、例えば地震等の際その枠を超えて協力し合うことが必要不可欠であり、自治会情報は求めがあれば、いつでも、誰にでも本来公開されるべき情報である。

エ 自治会長は、特定の市の各種公的施設の指定管理者に指定されており、その結果、自治会長の住所、氏名は告示されている。

以上のことから、連絡員及び自治会長の住所、氏名は慣行として公である。

オ 連絡員は、その旨を道路から見えやすい場所に表示板を掲げている。さらに、住居表示に関する法律によって住民に住居番号を見えやすい場所に表示することを義務付けており、住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧、また、法務局の登記簿により所有者等の情報を知ることができる。そうすると、表示板を見た者は、同時に住居番号も見ることができ、最終的に、そこに住む人の氏名を知ることが合法的にできることになるので、連絡員の氏名は神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号ただし書ア及び第14条に該当し、公開されなければならない。

カ 本件推進協議会役員名簿のうち、特定の団体代表の氏名（以下「本件代表氏名」という。）を非公開としているが、本件処分において公開した他の行政文書において、同団体会長名を公開していることから、本件代表氏名は、公開されなければならない。

キ 連絡員の存在意義は、警察と住民を結び、自主的な防犯活動の拠点として活動することであるならば、連絡員の氏名、住所は、広く県民に周知徹底させてこそ、防犯活動に役立つのではないか。

### 3 実施機関（警察本部生活安全部生活安全総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

実施機関は、「特定の警察署の連絡所に関する書面全部。平成20年1月1日～同年12月31日までに限定。連絡所の活動、会議等に特定の警察署の関与する書面」という請求から、連絡員で構成された本件連絡協議会会員の名簿、同総会の関係文書等、本件請求文書を特定した。

本件行政文書の非公開部分には、連絡員の氏名、住所、郵便番号及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに本件推進協議会役員の氏名が記載されている。そのうち、不服申立人が、公開を求める情報は、連絡員の氏名及び住所（以下「連絡員の氏名等」という。）並びに本件推進協議会役員の氏名である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書に記載されている連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名を、何人に対しても等しく公にすることを定めている法令等は存在しない。したがって、連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アには該当しない。

住民基本台帳法は、何人も無制限に閲覧できることを規定したのではなく、また、登記簿には、土地建物等の登記名義人の情報が記載されているのであって、居住者の情報が記載されているわけではない。

##### ウ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(ア) 連絡員の氏名等

a 連絡所は、警察と地域住民を結ぶ相互の情報交換の総合的窓口、かつ自主防犯活動の拠点として、原則自治会又は町内会（以下「自治会」という。）単位で設置されている。そして、連絡所に置く連絡員には、自治会長又は町内会長（以下「自治会長」という。）や、防犯指導員等の自治会の役員又は地域の信望が厚く警察業務に理解が深い者が、所属する自治会長の同意の下に警察署長及び防犯協会会長の連名で委嘱を受け、無報酬で活動しており、連絡所には、連絡所を表示する表示板を玄関等の見やすい場所に掲示している。

しかし、これは、所属する自治会の防犯活動の窓口であることを住民に周知させるためであって、所属する自治会以外の何人に対しても公にしているものではない。

b 自治会役員名簿を入手できるのは自治会内に限られるものであり、所属する自治会以外の住民が知り得る情報には該当しない。

c 特定の市では、指定管理者として公の施設の管理を指定した団体（以下「指定団体」という。）の名称、代表者及び事務所の所在地を告示しているのであって、本件行政文書に記載されている自治会長の個人の自宅の住所と指定団体の事務所の所在地では、性質が異なるものである。

d よって、連絡員の氏名等は、条例第5条第1号ただし書イには該当しない。

なお、本件連絡協議会会長及び自治会長の氏名については、規約等を有する当該団体の代表者であり、慣行として公にされている情報であるため公開した。

(イ) 本件推進協議会役員の氏名

本件推進協議会は、自治会連合会、防犯指導員部会及び本件推進協議会に協力する9団体で構成する身近な犯罪がなく安心して暮らせるまちづくりを無報酬で行う組織であり、本件連絡協議会が協力団体として参加している。

本件推進協議会役員の氏名は、何人に対しても公にしているものではないことから、同号ただし書イには該当しない。

なお、本件推進協議会会長、自治会長、防犯指導員部会長及び本件推進協議会に協力する各団体の会長の氏名は、規約等を有する当該団体の代表者であり、また、公務員の氏名は、職員録等で確認できることから、慣行として公にされている情報であるため公開した。

エ 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

本件行政文書に記載された連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウ又はエのいずれにも該当しない。

(3) その他

本件行政文書は、他の法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付は認められていないので、条例第14条は適用されない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件連絡協議会役員名簿、同会員名簿及び連絡所総会の開催についての回答並びに本件推進協議会役員名簿である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての内容は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件行政文書における氏名及び住所に関する情報と認められるので、当審

査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については、公開することを規定している。

不服申立人は、連絡員の氏名等について、表示板と住居番号から住民基本台帳法第11条の2第1項又は登記簿の閲覧により居住者の情報を知ることができるため、同号ただし書アに該当すると主張している。

しかし、同項では、市町村長が法人又は個人からの閲覧の申出を認めているのは、世論調査等の公益に資する目的や、営利目的以外

の目的で特別の事情がある場合とされており、何人にも閲覧を認めてはいない。

また、登記簿は、不動産登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能であるが、登記記録に連絡所及び本件推進協議会に関する事項が登記されているとは認められない。

本件行政文書に記載された連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アには、該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公開することを規定している。

a 連絡員の氏名等

(a) 連絡員の氏名等は、実施機関が連絡員との連絡等の本件連絡協議会の事務を推進するために作成した本件連絡協議会役員名簿、同会員名簿及び連絡所総会の開催についての回答に記載されている情報である。

不服申立人は、連絡員の氏名等は表示板を表札等の近くに掲げることにより、プライバシーを放棄したのだから、公開しても彼らが被る不利益は何もない旨及びさいたま地方裁判所平成18年4月26日判決を引用し、表示板の掲示は、現に公衆が知り得る状態である旨を主張している。

実施機関は、表示板の掲示は所属する自治会の防犯活動の窓口であることを住民に周知させるためであって、所属する自治会以外の何人に対しても公にしているものではないと説明している。

当審査会において確認したところ、連絡所の運営等を規定した「地域防犯連絡所の設置及び運営要綱の制定について」（平成5年3月24日例規通達）によると、連絡所は、地域住民と警察



との緊密な連絡協調及び地域の自主防犯活動の拠点として、住民の要望・意見が集約・伝達されやすい自治会単位に設置するとともに、玄関等の見やすい箇所に表示板を掲げるものと規定している。

こうした連絡所の設置目的等からすれば、表示板は、所属する自治会の住民に周知することが目的であると認められ、プライバシーを放棄したとまでは認められず、また、表示板を掲示しているとしても誰が連絡員であるかは特定することはできない。

したがって、表示板の掲示をもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、認められないので、条例第5条第1号ただし書イには、該当しないと判断する。

(b) 不服申立人は、連絡員の氏名等のうち、自治会長である者の住所及び防犯指導員の住所及び氏名は、自治会役員名簿の閲覧によって誰でも知り得るし、自治会は地震時には枠を越えて協力し合うのだから、求めがあれば誰にでも公開されるべき情報であると主張している。

連絡員は、自治会長の同意の下に警察署長及び防犯協会会長の連名で委嘱を受け、自治会長や、防犯指導員等の自治会の役員又は地域の信望が厚く警察業務に理解が深い者が、当該自治会において無報酬で活動を行っているものである。

自治会役員名簿は、当該自治会の役員を所属する会員に周知を図り、もって円滑な自治会運営に資することを目的に限定的に作成されたもので、当該自治会内で活用されることを予定されているものと考えられ、個人情報保護の観点からも自治会を超えて何人にも公表されている情報であるとは認められない。

(c) 不服申立人は、特定の自治会が指定団体として当該自治会長の氏名と住所が告示されているのだから、連絡員の氏名等のうち、自治会長である連絡員の住所は慣行として公にされている

情報である旨を主張している。

特定の市では、指定管理者として指定団体の名称、代表者及び事務所の所在地を告示しているが、本件行政文書には、自治会長の個人の自宅の住所が記載されているのであって、告示されている指定団体の事務所の所在地とは、性質が異なるものであると認められる。

したがって、自治会長の住所は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イには、該当しないと判断する。

b 本件推進協議会役員の氏名

本件推進協議会役員の氏名は、本件推進協議会の事務局である特定の市において作成され、実施機関が取得した本件推進協議会役員名簿に記載されている情報である。

当該行政文書は、本件推進協議会の事務を遂行するために、本件推進協議会内において限定的に作成されたものであって、公表する目的で作成したものとは認められない。

したがって、当該行政文書に記載された本件推進協議会役員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、公務員には該当しないものであり、現に人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な緊急性がない情報であると認められる。

したがって、本件行政文書に記載された連絡員の氏名等及び本件推進協議会役員の氏名は、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開する

ことが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) その他

ア 不服申立人は、連絡員の氏名等は条例第5条第1号ただし書ア及び第14条により公開されなければならない旨を主張している。

条例第14条は、「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該他の法令等が定める方法と同一の方法による公開については、この章の規定は、適用しない」と規定している。

同条は、他の法令等の規定により公開されている行政文書については、条例により重ねて公開を認める必要がないことを規定したものであり、また、条例第5条第1号ただし書アは、前記(4)イ(イ)のとおり、原則的に非公開とする個人情報公開することを規定したものであり、不服申立人の主張を採ることはできない。

イ 平成21年10月29日付けで実施機関が行った変更決定により、本件推進協議会役員名簿に記載された本件代表氏名は、不服申立人に公開された。したがって、この部分についての不服申立ての利益はなくなつたと認められるので、当審査会としては、判断する必要はない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているのであり、前記2(2)キの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年3月11日	○ 諮問
3月13日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月26日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
3月31日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4月8日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9月18日 (第85回部会)	○ 審議
10月14日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
10月23日 (第86回部会)	○ 審議
11月24日 (第87回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成22年2月4日現在) (五十音順)